

平成16年1月16日
総務省

KDDI株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞の開催

総務省は、電気通信事業法第36条第4項に基づき、業務の改善命令にあたって、同法第88条の19第1項の規定に基づき聴聞を行うこととしました。

KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)は、かつて、子会社である第二種電気通信事業者を通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、総務省はKDDIに対し業務改善命令(総基料第70号の5)を行っています。

このたび、同業務改善命令後もKDDIが民間企業向けの電話サービスについて届け出た料金を下回る料金でサービスを提供していた事例12件が判明しました。

これらは、いずれも上記業務改善命令以前から実施されていたものであり、上記業務改善命令を受けて、KDDIは本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところですが、現在までに3件は是正されたものの、残る9件については是正されていません。

このように、上記業務改善命令後、現時点においてもなお是正されていない行為により、利用者の利益を阻害している状況が現在でも継続していると認められることから、法第36条第4項に基づき、KDDIに対し改めて業務の改善を命ずることが適当と判断し、当該命令の名あて人となるKDDIを当事者とし、法第88条の19第1項の規定に基づき聴聞を下記のとおり行うこととしました。

記

- 1 不利益処分の名あて人
KDDI株式会社
- 2 聴聞の期日
平成16年1月23日(金)午前10時から

連絡先: 総合通信基盤局料金サービス課
(担当: 深町課長補佐、黒澤係長)
電話: (代表) 03 - 5253 - 5111
(内線) 5845
(直通) 03 - 5253 - 5845
(FAX) 03 - 5253 - 5848